

柔道整復療養費の「患者ごとの償還払いへの変更」について

柔道整復術(整骨院・接骨院等)療養費については、一定の条件の患者に対しては、「受療委任払い」(※1)から「償還払い」(※2)へ請求手続きを変更することが可能とされております。(令和4年3月22日付厚生労働省保健局長 保発 0322 第4号)

2026年2月5日開催の第179回組合会の決定に基づき、ホンダ健康保険組合においても柔道整復療養費の適正な審査・決定を目的として、以下の事例に該当した場合は、償還払いへ変更します。

※1 受療委任払い

患者が自己負担分を柔道整復師に払い、柔道整復師が患者に代わり自己負担分を除く費用を健康保険組合に請求する取扱い。

※2 償還払い

患者が費用の全額を支払った後、患者が健康保険組合へ申請し、自己負担分を除く費用の払い戻しを受ける取扱い。

【償還払いへ変更となる対象者】

- ① 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)である患者
- ② 自家施術(柔道整復師による家族、関連施術所の開設者・従業員への施術)を繰り返し受けている患者
- ③ 健康保険組合が患者照会を繰り返し行っても回答しない患者
- ④ 複数の施術所において、同部位の施術を重複して受けている患者
- ⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者(初検日を含む月以降5ヵ月を超えて、かつ1月あたり10回以上の施術を継続して受けている場合)

上記対象者には、照会を行ない回答がない場合は、償還払いへ変更する旨を予告する「償還払い注意喚起通知」を自宅へ郵送します。その後も改善が見られない場合は、更に「償還払い変更通知」を郵送し、通知到着の翌月から償還払いへ変更します。

【償還払い変更後の受療委任払い再開について】

償還払いへ変更された方については、定期的に受療状況や請求状況を確認し、変更理由が改善したと判断される場合、受療委任払いの再開に向けた手続きを開始します。

尚、再開時には「柔道整復療養費の支給要件」と「受療委任払いのしくみ」を理解し、今後は照会への回答を遅延なく提出する旨を誓約する「受療委任払い再開に伴う同意書」の提出が必要となります。

【開始時期】

令和8年4月施術分より開始